# 株式会社幕張メッセ定款

制定　昭和 61 年２月 26 日
改正　平成３年６月 21 日
改正　平成６年６月 20 日
改正　平成 14 年６月 17 日
改正　平成 17 年６月 20 日
改正　平成 17 年７月１日
改正　平成 18 年 6 月 19 日
改正　平成 19 年 6 月 20 日

## 第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社幕張メッセと称する。

英文では、Makuhari Messe,Inc. と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1.内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催

2.国際・国内会議及び文化、スポーツ等各種催物の企画、誘致及び開催

3.展示場、多目的展示場、会議施設、商談室及びこれらに附帯する施設の賃貸及び管理運営

4.駐車場の管理運営

5.展示場、多目的展示場、会議施設、商談室及びこれらに附帯する施設における飲食店、売店、宿泊施設等利便施設の経営

6.内外の経済、社会、産業情報の調査、分析及び提供

7.展示装飾機器、事務機器及び什器備品のレンタル業

8.損害保険代理業、旅行業、広告代理業及び運送代理店業

9.前各号に附帯する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、官報に掲載する。

## 第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、８万株とする。

（株券の発行）

第７条　当会社は、その株式に係る株券を発行する。

（株券の種類）

第７条の２　当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、その株券の種類は取締役会の定めるところによる。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

（募集株式の発行時等において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合）

第８条の２　当会社は、当会社が発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときにおいて、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

（株式の取扱）

第９条　当会社の株式の名義書換、株券の再発行その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定めるところによる。

（株主の氏名、住所等の届出）

第10条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所

定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

## 第3章　株　主　総　会

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(2)　前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（招集の時期）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３箇月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、取締役会の決議により社長が招集し、議長となる。

(2)　社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（決議）

第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条　株主総会における議事については、会社法施行規則第72条で定めるところにより議事録を作成し保存する。

## 第4章　取締役及び監査役

（員　　数）

第 17 条　当会社の取締役は 20 名以内、監査役は４名以内とする。

（選　　任）

第 18 条　取締役及び監査役は､株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(2)　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第 19 条　取締役の任期は、選任後２年以内、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2)　補欠又は増員で選任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(3)　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 20 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(2)　取締役会は、その決議によって、取締役の中から、会長、社長各１名、副社長、専務、常務各若干名を置くことができる。

（常勤監査役）

第 21 条　監査役会は、その決議によって常勤監査役１名を選定する。

（報酬等）

第 22 条　取締役及び監査役の報酬､賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

（相談役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。

（特別顧問）

第 24 条　取締役会は、その決議によって特別顧問若干名を置くことができる。

## 第 5 章　　取締役会及び監査役会

（取締役会の招集と議長）

第 25 条　取締役会は、社長が招集してその議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取

締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(2)　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(3)　取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の手続きを省略することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条の 2　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の運営）

第 27 条　前各条に定めるもののほか、取締役会に関する事項については取締役会の定めるところによる。

（監査役会の招集）

第 27 条の２　監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2)　監査役全員の同意があるときは、前項の手続きを省略することができる。

（監査役会の決議方法）

第 27 条の３　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

（監査役会の運営）

第 27 条の４　前各条に定めるもののほか、監査役会に関する事項については監査役会の定めるところによる。

## 第６章　　計　　算

（事業年度）

第 28 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 29 条　剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権

者に支払う。

（配当金の除斥期間）

第 30 条　配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日より満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 第７章　　附　　則

（設立に際して発行する株式）

第 31 条　当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式３万２千株とし、１株の発行価格は５万円とする。

（最初の事業年度）

第 32 条　当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から昭和 62 年３月 31 日までとする。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第 33 条　当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（設立費用）

第 34 条　当会社の負担に帰すべき設立費用は 1,000 万円以内とする。

（発起人）

第 35 条　発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

[redacted]　額面株式１株

[redacted]　額面株式１株

[redacted]　額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

[redacted]

[redacted] 額面株式１株

以上、株式会社日本コンベンションセンターを設立するため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

昭和 61 年２月 26 日

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]

発起人 [redacted]